



第28回会合における構成員等からの主なご意見

2021年7月14日
事務局

誹謗中傷への対応に関する現状と課題

- 日本における対応の状況を十分に教えていただけていないのではないか。誹謗中傷等に関するポリシーについては全事業者が作っているが、日本における削除件数、日本における削除要請対応の部署・チームや人数、発信者情報開示の件数の透明性・アカウントビリティが、グローバル事業者3社においては全然図られていないことがはっきりした。Googleは日本における削除件数について一定の公表をいただいたので全然は言い過ぎかもしれないが、多くの情報を公開されているわけではなかった。それ以外については、Facebook、Google、Twitterにおいては、日本における透明性についての取組への配慮がなかったと言わざるを得ないだろう。【森構成員】
- G7でも、地域や国における対応が大切だということが認識として共有されているところ、どこの国でも同じような問題として存在し、自国の表現のプラットフォームとしての、グローバル事業者の在り方という観点から、透明性が求められている。しっかりと透明性の確保をお願いしたい。それが果たされない場合にはその対応フェーズを終了して、速やかに法規制の検討に入ることかと思う。【森構成員】
- 日本における削除件数や対応の体制、あるいは発信者情報開示などを含めて、グローバル事業者は、グローバルレベルでは丁寧な透明性の確保をやっているが、日本における情報を我々がどのように把握して、その上でしかるべきエビデンスに基づいた対策をしていくか、並びに利用者にとっても透明性の高い社会基盤を求めていくか、実現していくかが大変重要かと思う。その面においては、内資系とグローバルプラットフォームの間には濃淡が非常にある。透明性レポートについても、特にLINE等は大変力を入れ始めていて、各国のグローバルプラットフォーマーも取組を始めているが、日本に特化した情報はまだ十分ではないことを、今までのモニタリングからも、私自身強く感じている。【生貝構成員】
- 利用者の立場から考えると、誹謗中傷を受けたときに情報開示ができると言っても、やりにくかったり、事業者によって対応がまちまちであれば、非常に不安になると思う。利用者が安心安全に通信を利用できるようになるためにも、我が国においてあまり適切に対応していただけないのは、本当に悩ましい。そこはきちんと対応していただく必要があるのではないか。【木村構成員】

誹謗中傷への対応に関する現状と課題

- モニタリングのやり方について、もう少し検討する必要がある。前提としてプラットフォーム事業者という部分が強くなっているので、ここは国内外でのイコールフットイングを前提に出していく必要がある。そのためには、何らかの規制とはいかなくても、ある程度ガイドライン的なものが必要。その上で、グローバルだけではなく国内においても、事業者間の比較において件数だけでは、その質の部分が分からないため、指標のつくり方ももう少し具体的に検討する必要がある。ただ、海外においてもあまりうまくつづられているようには見えず、それぞれKPIもはっきりしていないというのが実態だと思うため、少し研究者の方にも入っていただいて、しっかりと作り込んでいく必要がある。実際にこういった誹謗中傷等に関して、各国・地域で定義や具体的な対応方法の違いが多い。日本での統一的な指標をつくるということ、グローバルでどのように動いているのかが分かるような指標のつくり方という、2つの方向をつくっておく必要があるだろう。特に、今後、世界と比べて日本の特徴がどうかとか、今後こういった方向に動いていく可能性があるのかという将来の予測をするためにも、このモニタリングのつくり方というのは、もう一工夫二工夫していく必要がある。【寺田構成員】
- 改めてモニタリングの結果を項目ごとに整理していこうと思うと、どうしても海外事業者の対応があまり進捗していないということをどうしてもマッピングせざるを得ない。そして、グローバルでの体制についての情報開示が円滑に進んでいる半面、日本という地域について対応が後手に回っていることを少しでも前進させるためには、何かインセンティブのようなものがあればいいのか、何か障害になっているものを取り除けないのかという観点で、これまでのモニタリング結果を見ている。例えば誹謗中傷についての削除要請の対応の状況について、国内の件数などを教えていただくに当たって、グローバルでは例えば四半期単位で整理されているが、日本に費やせるリソースがそれほどないのであれば、常にグローバルと横並びでなくてもよく、四半期単位ではなくて年単位ということも考えられるし、日本での対応体制についても、段階的にどのように整えていくかという計画を示すということでも、我々にとっては見通しがつく。【大谷構成員】

誹謗中傷への対応に関する現状と課題

- 表形式になって、マル・バツ表のような整理になるかと思うが、どうしてもバツをつけなければいけない項目が海外事業者が多い中で、バツをマルに変えていくためのアクションを併せて工夫していく必要がある。工夫をするために何ができるのか、どういう制度があったらやりやすくなるのかといったことについても、ぜひ各事業者の意見などもいただきながら、相互に対話しながら環境を整えていくことが望ましい。【大谷構成員】
- 海外事業者について、地域ごとに対応をしていないのは日本だけではないと思うが、対応できない理由をもう少し深く掘り下げる必要がある。例えばどの地域から来たかということは、恐らくデータベースで検索して数字を出すだけであれば、そんなに負荷はないと思うにもかかわらずできないというのは、データの取り方に問題がある等、いろいろ考えられるので、掘り下げるべき。【崎村構成員】
- 各国の法体系と、グローバル企業との、制度と運用との接点が今グレーゾーンで、民間企業側からするといろいろ困っているというか、どういうふうに対応しているのかと悩んでいると思う。日本の制度上の特徴、各国の状況との差異、その差異への対応状況についてより深く検討することで、我が国の位置づけがより明確になる。共通的な部分はおそらく当然同様に対応できると思うが、グローバルな企業が各国の違いをどういうふうに取り扱っていくのか、我が国に対して特にどうかという視点が誹謗中傷の部分については存在するため、ぜひそういう取組を我々はしていくべき。【手塚構成員】
- グローバル事業者の担当者としては、情報提供については何らかの障害があり、なかなか難しいのだと思う。日本の人員を増やす等のコストのかかることをやってもいいかと本国に照会する場合、それはやらないとどうなるのかという話になる。コストもかかるし、株主に説明をしなければならない。そのお金がないわけではないが、費用をかけて何かすることについては、当然社内の説明が要る。単なる対話に過ぎず、別にやらなくても問題がないとなれば、もう少し様子を見ようという話になる。国内の担当者は板挟みになる。はっきり申し上げて、対話をただただ継続するというような、グローバルに見た時に果たしてどういう位置づけかが分からない対応が続くと、先方も対応しにくいのではないかと私は強く推測している。【森構成員】

偽情報への対応に関する現状と課題

- モニタリングに関しては誹謗中傷と同じように、イコールフットイングが必要。偽情報に関しては、ビジネスモデル等の側面から、民間側、ステークホルダーからしっかりと圧力をかけていくようなモデルをどうつくっていくのが重要になる。特に、ブランドセーフティーの問題として広告主がどう考えていくかというのは、結構強い圧力になる。海外では、世界広告主連盟の下でGARMという組織があり、4月に第1回目のレポートが出されており、大きな力がかかり始めている。これと同じようなものが、日本国内においてもしっかりできていく必要がある。特に海外では一歩進んでいる傾向があって、レポート等に対して外部の独立した機関による監査が提示され、一部のプラットフォーマーからはそれを受け入れるという回答も出始めているという状況になっている。ここは、こういったグローバルの流れにしっかり合わせて、日本でももう少し強く出ていっても良い。【寺田構成員】
- 事業者の対応について、誹謗中傷の場合のように明確にここができていないから引き続きお願いしますというような話だけではなく、取組が進んでいたり、他方で進んでいなかったりと色々と入り組んだ形になっている。その一つの観点として、偽情報と密接に関係するものとして政治広告があると思う。プラットフォームの表の顔であるSNSのサービスの面と、広告事業者としての面の両面にわたる問題ではあるが、偽情報と同じように政治広告も社会の分断のような問題を持っていて、我々の検討としては同じカテゴリーで考えていいと思っている。事業者のスタンスとしては、政治広告をターゲティング広告としてやっているところ、やっていないところ、ターゲティング広告として政治広告をやっているけれども、その透明性を図ろうとしているところ、に分かれる。Googleは国によっては政治広告のターゲティングについて、透明性レポートを作っているが日本についてのものはないということだから、これは誹謗中傷と同じように、日本についてつくっていただきたい。Facebookは、Facebookの広告の透明化の取組として、どういう政治広告を出しているのかということと、それをどういう人が見たかということについて公開をされているが、どういうターゲティング項目設定をされているのかということも含めて、さらなる透明性の確保をお願いしたいと思う。この偽情報と同じ並びで、政治広告が各事業者でどうなっているのかということは、これからしっかりと検討しなければならない。【森構成員】

偽情報への対応に関する現状と課題

- 誹謗中傷と偽情報の両面においてステークホルダーの役割が非常に重視された内容になっている一方で、偽情報の点では産学官民の対応のステークホルダーという、いわゆる一般的なステークホルダーという記述にとどまっている。今後この取組を行うときに各事業者の判断基準や指標を定める場合に、果たしてそのステークホルダーというのは一体どのような役割を果たすのかが非常に重要になってくる。どうしてもこのステークホルダーという用語の範囲がやや曖昧になってしまうため、ステークホルダーということについてはその範囲を明確にするなど、この問題について積極的に関わりつつ、かつ、きちんとした知見を有するステークホルダーに参画をしてもらうという方向について考えたほうがいい。【新保座長代理】
- 透明性は非常に重要。特にこの偽情報に関しては、都合の悪い情報を意図的に削除されてしまうようなことも起こりかねない。国家がこれをやると検閲になると思うが、そういった視点も含めて検討をしていく必要がある。【木村構成員】
- この分野は、諸外国、特に欧州連合及びアメリカ本国との関わりも含めて、非常に強い要請がグローバルに行われてきたところ、グローバルプラットフォームが取組として積極的に行っている部分がある。これから我が国において必要なことは何かをしっかりと見極めながら、また他方で、それぞれの取組を我が国のコンテキストに合わせた形で実施していただきつつ、情報公開をどうやっていただく必要があるのかという問題意識があり、これは前半の議論と共通している。他方で、我が国における実態の把握は、本当にこれは非常に様々な取組が今後必要であるところ、それを最も知る立場にいるプラットフォームに、デジタルサービス法の枠組みで出てきているようなリスクのアセスメントを、地域や言語という面からどうしっかりと取り組んでいただくか。そしてそれに対して当然、官や研究者もどう関わっていくかということが非常に、特に我が国のコンテキストにおいては重要。【生貝構成員】

偽情報への対応に関する現状と課題

- いろんな取組が各所で進みつつある一方、その代表はおそらくDisinformationフォーラムである。ファクトチェック機関も様々な取組をされているところであるし、その話をその検討会を通じて伺うことができたが、弊害が非常に大きく、対応が難しい問題である。しかも取組の間の連携が取りにくい。プラットフォーム事業者にはもちろん偽情報対応について尽力いただかなければいけないところ、そこでもアカウントビリティの確保は非常に重要になるが、そもそも偽情報かどうかという判断は非常に難しい。色々なセクターにおける偽情報対応は、これからも必要であり、特に既存メディアを巻き込んだ形で進めなければいけない。グローバルに限らずプラットフォーム事業者による透明性確保は重要だが、今、各所で発生しているその他の連携も、何とかこのプラットフォーム研究会を通じてできないか。【森構成員】
- 偽情報は情報生態系、エコシステム全体に関わる問題なので、多様なステークホルダーによる協力関係をつくっていくことは重要。ただ、それぞれがどういうふうに関係を結んでいくのか、あるいは結ぶべきかというコーディネートを、政府の側がやるべきではないか。様々なところが対策として動き出しているところ、それらをどういう形で結びつけていくのかという調整も今後は必要。偽情報対策の成功例を積極的に発信していくという役割も、政府に求められる。成功例の蓄積、分析、情報提供も必要。既存のメディアとの関係でも、フィードバックループのような形で、SNSと既存メディアとの間で偽情報が拡散増幅していくということも非常に重要な問題であるので、既存メディアに対する啓発ももちろん必要策として出てくる。もう一つ大きな問題として、いわゆるアテンションエコノミーという世界において偽情報がそれなりに「うける」から、新聞等もプラットフォームである程度ニュースを出していく、あるいはデジタルの世界というアテンションエコノミーの世界に結局足を踏み入れざるを得ない。アテンションエコノミーの世界からジャーナリズムを制度的にどう保護していくのか。フィードバックループのような全てがアテンションエコノミーの世界で一元化されることを防ぐような、非常に構造的な仕組みも必要になってくるのかと思う。【山本構成員】

偽情報への対応に関する現状と課題

- 日本で問題になっているのがミドルメディア。ここはファクトチェックの内容は関係なく、偽だと分かっている、（世間に）「うけそう」だと思えば扱ってしまうため、発生の抑制だけではなく、拡散の抑制をもう少し考えていく必要がある。ところが、このようなミドルメディア拡散型は広告目的で、PVさえ稼げればよいというものであるが、これを違法とは判断できない、言い難いもののほうが多いと考えられている。PVが多いと、どうしてもうっかり検索やレガシーなメディアで思わず取り上げられたり等、ミスに近いようなことが多々起こっているのが現状。こういった仕組みをいかにして防いでいくのかについて、全体のエコシステムをトラステッドなものにするといった形で、誰がどの部分に関して責任を持って見ていくのかといった作業分担のようなフレームワークを検討する必要がある。【寺田構成員】
- 情報を吟味して対策を立てていくというのは何回も整理されている内容で、例えば資料の56ページのヒアリング項目にも挙がっているように、実際の対策としては偽情報を発信する発信者や指定のアカウントを削除するという形で対応されていることもあり、直接に情報そのものに働きかけをするという対策が全てというわけでもない。今回のモニタリング結果は、発信者対策で行われている事例を中心に、各事業者が工夫されている好事例をむしろ積極的に取り上げて、それを他の事業者にも参考にしていただくということで結構だと思う。項目としては、9番目の情報発信者側における信頼性確保策の検討の中にも入ってくるかと思うが、各社の個別具体的な取組は、他社がそれぞれ参考とするような整理ができればと思う。【大谷構成員】
- 「こういう偽情報は明確にまずい、グレーよりはもう黒」という情報に関しては、インシデンスレスポンスのような、通常のセキュリティー上の問題への対応があると非常に良い。【手塚構成員】
- 他の分野では、例えばあるアカウントがハッキングされているとか、そのアカウントの動きが異常であるということは、プラットフォーム間でのリアルタイムのシェアリングが始まっている。同様に、あるプラットフォーム上で偽情報を発信しているアカウントであると疑われたときに、それを他のプラットフォームに通知するというような枠組みもあり得るのではないか。ただ、個人情報保護の関係で二の足を踏まれることは多いだろうから、その辺りを制度的に少し後押ししてあげるというのはあり。【崎村構成員】

**今後の取組の方向性
(違法有害情報対策)**

- 82ページの7番の情報発信者側における信頼性確保方策の検討状況について、この2つ目のポツに、ミドルメディアを中心とした生成・拡散・流通のメカニズムの実態把握と分析をするとある。非常にこれは重要だと思うが、既存メディアが核になって非常に拡散してしまうということが起こっているようなので、そこも含めてここはよく検討していく必要がある。これに関連して、その7の1つ目のポツで、関係者の間で検討を深めていくとあり、これは非常に重要。これに関連して、91ページの2つ目のポツに、既存メディアでは、信頼性のある情報発信がこれまでも行われてきたとあるが、少しそごがある。既存メディアが絡んで偽情報の拡散が行われてしまった場合もあるため、こうした書き方はどうかと思う。既存メディアのそういった役割も含めて、非常に大きな影響があるので、この辺りは検討していただきたい。【宮内構成員】
- この問題領域での評価の在り方は悩ましく、評価者の評価が問われていると言える。この分野は憲法上の表現の自由等にも関わるところであり、また、日本では現時点で、情報提供がストレートに法的な義務とされているわけではなく、その違反が問題になっている場面とは言えない。よって、明確な判断基準に基づいてフェアに評価をすることが私たちに求められていると受け止めている。とりわけ、19、20、56、57ページの項目の評価について、これまでにいただいた皆様からの回答に基づいて、例えば日本での具体的な数字等の有無に対して端的に相対的な評価を行うことは難しく、本当に悩ましいところ。まず重要なのは、特に回答を控えられた場合の理由・根拠であり、そして、今後の対応方針について、できる限りパブリックにして公開された場で御説明をいただけるようにすること。この研究会の場は、こういうことを評価してほしいという知恵を出し合って集約していくフォーラムでもある。海外での先進的な取組を日本の文脈に合うように導入する、ないしは、ある意味では海外よりも優れた、日本ならではの取組を行う方針や計画があれば、例えば57ページ等の評価項目案にプラスする形や、さらに別の資料の形で、ベストプラクティスをまとめて公表されると望ましい。【山口構成員】

**今後の取組の方向性
(違法有害情報対策)**

- もし仮に、日本の制度設計のそもそもの前提となる日本での事実状況が把握できないとなれば、もちろん今後の状況次第だが、ある特定のプラットフォーム事業者のみに対して一定の情報提供を法的に義務づけるといった、言わば「非対称」規制手法も、将来的には検討課題になる可能性もあるかと思う。今回の評価の在り方について、まさしく評価者の評価が問われているということで、今回、総務省が直接的に評価・対応を行うと受け止められるような形よりもむしろ、何らかの別の形で、問題とされ得るプラットフォーム上の内容規律(コンテンツモデレーション)・アカウント管理・アルゴリズムのデザイン選択等に関する事業者内での決定に対して検証を行う、より開かれた独立チェックの仕組みも、今後、検討が必要になると考えられる。海外での事例で興味深い積み重ねがありますので、今回の評価項目の案について、より良い形とするために皆様にインプットしていただくことができれば望ましい。【山口構成員】
- 違法・有害情報全般に対する今後の取組の方向性として、71ページに書かれたことに強く賛成しておきたい。我が国における透明性・アカウントビリティ確保が図られていない事業者に関しては、特に取組を進めることを強く求めること、そして次回以降のモニタリングにおいて、透明性・アカウントビリティの確保が実質的に図られない場合には、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について具体的に検討を行うことが必要ではないかということに、強く賛成する。その際に、ドミナントな事業者だけ規制するというような手法は取引透明化法等を参考にして、当然あり得る。偽情報については82ページにあるように、透明性・アカウントビリティについては強く求めていくということと、その透明性・アカウントビリティについての法的枠組みを検討するということに賛成する。7番の点は、特に既存メディアとの関係で今後重要だと思う。まずは我々プラットフォーム研究会が、既存メディアの言論・報道に対する監視を意図しているのではなくて、偽情報の対策に既存メディアにも協力いただけないかというスタンスであるということを知ってもらいたい。ネットの情報発信に比べれば、既存メディアははるかに優れたファクトチェックをもともとビルトインして持っていたわけだから、ネットに影響されることないこと、そしてネットから情報を切り取ってくる際に偽情報の悪影響を避けるということについて、ぜひとも既存メディアに協力をいただきたいと伝えていくことが、今後の課題として重要。【森構成員】

**今後の取組の方向性
(違法有害情報対策)**

- 今回のモニタリング等の話がプラットフォームのほうに集中している一方で、実際のメカニズムはもっと幅が広いという点に関して、一つ提案がある。既存メディアも、数は少ないものの間違っただけで拡散してしまった場合があるため、その際にどういったところに原因があったのか、どういった拡散の仕方をしたのか等、そういったメカニズム的なところも含めたレポートを出すことが必要。広告側も対策をしているにもかかわらず、そういったサイトに出稿されてしまった場合に関するレポートであったりとか、これらをぜひ一堂に集めるような形ができたらいいのではないかと。そうすることによって、全体のメカニズムが解明しやすくなるし、それぞれのプレイヤーが役割分担をして全体として信頼性のあるものをつくっていく上でも、そういう仕組みがあったらいいのではないかと。【寺田構成員】
- 71ページを中心として、この自主的な取組は、自己都合による取組ではないということを確認をしたい。とかく自主的というと、何でも自主的に、自由に取組を行うといった観点からの要望が強くなるが、大幅な協力は難しいと考えられる。同時に、違法・有害情報対策の実効性の確保は長年の課題で、すぐにできるわけでもない。そこで今後、AIの利用などが分かりやすい例だが、次第に透明性の確保が非常に難しくなっている。違法・有害情報対策については、透明性の確保とアカウントビリティ、それも厳しい意味での法的責任という観点ではなくて、文字どおりの説明可能性といった観点の説明責任という形でのアカウントビリティをいかに果たしていくのか。そこで今回は、このリスクベースアプローチからモニタリングといった一連の過程が示されているが、今後の方針として重要なのは、いわゆるマネジメントシステムと同様に、PDCAサイクルをいかに回していくのか。今回は、各事業者から非常に細かくヒアリングを行っていただきまして、今後の方向性がかなり明らかになって、現状が把握できた。自主的な取組を期待するという部分だが、PDCAサイクルでいうDoの2番目のところは、見守りをするといった趣旨でのPDCAサイクルになるかと思う。それを、実効性を確保するための確認、そして次の取組という形でのスパイラルアップを図っていただければと思う。【新保座長代理】

**今後の取組の方向性
(違法有害情報対策)**

- 既存のメディアの取組も非常に重要。ネットの世界は、虚構性、人為性が強い空間。例えばボットや、ボットライクな人間が存在していたり、複数アカウントを持って人力で「いいね」やリツイートしたりする。ネットにおいては、一部の偏った人の、非常に過激な人の意見が、あたかも世論であるかのように見えてしまう。そういう意味では、既存メディアで例えば、最近ネットではこんなことが話題になっていますというところから始まる記事が少なくないように見受けられる中で、こういったネットのトレンドをベースとした記事はフェイクではないが、安易にネットのトレンドに乗っかって、裏づけをしないで記事にしていくということは、偽情報の拡散と紙一重のようなものでもある。ネットのトレンドに対してどう向き合うのかということは非常に重要な問題で、既存メディアの新たな報道倫理になっていくのかと思う。そういう倫理をつくりましょうということを政府が言うというのは、憲法的に言えばかなり問題かもしれないが、例えばDisinformation対策フォーラムとか、そういった団体が議論を展開していくことも考えられるのではないかと。【山本構成員】
- 71ページの2番目のアカウントビリティの向上で、流通状況についての実態把握とリスク評価、そして下から2番目の箱枠の中にある、自主的な透明性・アカウントビリティ、我が国における文脈というところに関して、これは、違法・有害もフェイクニュースに関しても、大枠では同じことを言えるのだろう。私自身、このアプローチというものに対して専門家らも、こういった書きぶりに非常に共感するところ。他方で同時に、この検討会はこれまで数年がかりで、非常に多くの回数、プラットフォーム事業者の方々にも大きな協力をいただいている。そして、ここに書いているようなことは、社会インフラとしてプラットフォームを安心して使っていく上で必要なことであり、そのことが表現の自由に対して悪影響をもたらすのではなくて、むしろそれをより自由で活発な流れにしていくのではないかと。こうして明確に見えてきている必要なことを、自主的に事業者に出していただくために、そのルールの確実性というものを高める、予見可能性というものを高める、そういった意味でも、少なくとも情報公開のところに関しては論点の明確さと、それから立法事実というのも明らかになりつつあるのではないかと改めて強く感じている。【生貝構成員】

**今後の取組の方向性
(利用者情報の取扱い)**

- 54ページの、特に2ポツ目において、電気通信事業者に着目しないで利用者の権利に着目し、それを仮に通信関連プライバシーと呼びましょうというところは、この検討会でのこれまでの議論を踏まえた非常に大きな方向転換について、示唆をいただいているところ。

しかし、同ページ4ポツ目の最後の3行において、「また、通信関連プライバシーの保護のための共同規制について実効性を高めるためには、事業者に法律上の義務を課すことが有用であるとの指摘も踏まえ」とあり、これが利用者情報WGの指摘であったが、「電気通信事業法等における制度化の妥当性や適切性、規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、検討を進めるとしてはどうか。」とされ、検討対象として制度化の妥当性や適切性が含まれており、スクラッチベースで制度化するかどうか検討する印象を受ける。

同ページ1ポツ目の最後の2行における、『「端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要」となるのではないか。』という記述は、2019年2月に公表された中間とりまとめのものであるが、そのときにスクラッチベースで検討を開始し、様々な議論を経て、ここに戻ってきた訳である。したがって、同ページ4ポツ目の最後の2行は、当然1ポツ目の最後の2行とは違うものであるべきであり、利用者情報WGにおいて、その法的義務をつくるのが適切だという御意見が過半数の委員から出るとともに、それに対して明確な反対がなかったということも踏まえ、制度化の適否については、既に検討が済んだということと考えるため、端的に、「電気通信事業法等における制度化の具体的な規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、検討を進めることとしてはどうか。」としていただければどうか。

ちなみに、同中間とりまとめにおいては、1ポツ目の内容の箇所のほかにも、国際的な制度のハーモナイゼーションということが記述されており、制度整備に関して、同じような社会を持つ国の間で食い違いや制度的な遅れがあると、イコールフットイングや消費者の保護について欠ける、後れを取ることになるのではないかと指摘されていることを踏まえ、この部分は、権利侵害情報や偽情報とは違って1ステップ進んでいるとして、具体的な法規制の検討に直ちに入っていただくことが良いのではないかと。【森構成員】

**今後の取組の方向性
(利用者情報の取扱い)**

- 54ページに、「通信関連プライバシー」という概念を出していただいているが、国際的に類似する制度において、イメージを共有できる、共有しやすい概念かどうか気になるところ。利用者端末情報や、それに関連している情報は、国内の電気通信事業者だけが使うわけではなく、グローバルに伝達されたりもするような情報であると思うため、国際的なハーモナイゼーションというところを意識せざるを得ない事項だと思うが、国内の法制上もあまり使わない言葉であり、今回の法制においても、ぴったり対応するような項目が思いつかないため、この点についてどのように捉えているか、教えていただきたい。【大谷構成員】
- 今の段階で、「通信関連プライバシー」と呼んでいるものは、日本の個人情報保護法制又は電気通信事業法の通信の秘密で、その範囲が狭く、守り切れていない部分に対して、しっかり保護を当てて、手当てしていかなければならないものであり、具体的に言えば、利用者端末情報などを念頭に置いていると思う。他国においては、利用者端末情報自体を個人データとして保護している法制もある。他国の法制で守られているものを、日本の法制で守ろうとするときに、日本の法制の中で必要となる翻訳的な概念として呼称しているイメージではないかと思う。【宍戸座長】
- 58ページの「ベストプラクティスの検討」について、日本独自にならないよう、国際基準等に合わせるなど、グローバルなプラットフォーム事業者も採用しやすい形にしていくことが重要である。【崎村構成員】